

3.11 東日本大震災 号外 No.2

目次

救済制度などをお知らせします

2~4P

塩竈市の情報紙

広報

し お か ま



浦戸への定期便再開
(3月26日 マリンゲート塩竈)



塩竈復興市 (4月2日 海岸通)



震災後初のセリ (4月4日 塩竈魚市場)



陸上自衛隊音楽隊による避難者へのコンサート (4月4日 公民館)

まちの復興へ向け、 一歩ずつ前に…

このたびの東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された多くの市民の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

震災から約一カ月が経過し、市内では魚市場での震災後初となるセリ、大手スーパーによる「塩竈復興市」などが行われ活気・にぎわいも戻ってきています。

現在、市では、一日も早い復旧や市民の皆さまの生活再建に向けて全力で取り組んでいます。今後とも皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

被災による相談をお受けします

被災者総合相談窓口

とき 4月1日～当分の間 土日祝日も開設
9:00～17:00 (金曜日は21:00)

ところ 市役所 東側プレハブ1階

- 相談項目
- 災害弔慰金 ○災害障がい見舞金
 - 被災者生活再建支援金 ○災害援護資金貸付
 - 中小企業振興資金・中小企業小口資金融資
 - 応急住宅修理・住宅再建 (災害特別融資)
 - 応急仮設住宅 ○障害物除去



総合相談窓口の様子

災害法律相談・行政書士相談窓口

とき 4月6日～当分の間 土日祝日も開設
法律相談9:00～17:00、行政書士相談10:00～15:00
ところ 市役所 1階相談室 (案内コーナーで受付)

り災証明書の発行

「り災証明書」は、各種支援制度の申請に必要な書類です。被害状況を調査後2、3日で税務課にて発行します。なお、被害調査前に家屋などを修繕される方は、被害状況のわかる写真と見積書(領収書)を大切に保管してください。

☎ 税務課 ☎364-1111 (内線218、370)

証明書の無料発行

災害復旧のために利用される、次の証明書などを無料で発行します。ご利用ください。

- 納税証明書
- 課税証明書
- 資産証明書
- 所得証明書
- 印鑑登録証
- 印鑑登録証明書
- 住民票 (外国人登録済証明書も含む)

※災害復旧に使用される、り災世帯(員)に限定します。

生活支援など

◆総合相談窓口で受け付けています
被災者生活再建支援金

被災により住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支給します。

○住宅の被害程度に応じて支給
・全壊など 100万円・大規模半壊 50万円

○住宅の再建方法に応じて支給
・建設・購入 200万円・補修 100万円・賃借 50万円

◆災害弔慰金
被災により死亡された方のご遺族に対して支給します。

◆災害障がい見舞金
被災により重度の障がいを負った方に障がいの程度に応じて支給します。

◆災害援護資金貸付
被災により世帯主が負傷(全治1カ月以上)した場合や、住居や家財に大きな被害を受けた場合に融資が受けられます(世帯人員や前年の所得金額に応じた所得制限あり)。

○世帯主に1カ月以上の負傷がある場合①負傷のみ 150万円 ②家財の3分の1以上の損害 250万円

③住居の半壊 270万円 ④住居の全壊 350万円

◆生活福祉資金(緊急小口資金)
被災により当面の生活費を必要とする世帯に無利子で融資します。

貸付限度額 10万円以内。

☎ 塩竈市社会福祉協議会 ☎364-11213

住宅復旧支援など

◆総合相談窓口で受け付けています
住宅の応急修理

住宅が半壊以上の世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な箇所を急的に修理します。

限度額 一世帯あたり52万円
※被災者生活再建支援金との併用が可能です。

※「応急仮設住宅」との併用はできません。

◆住宅の再建(災害特別融資)
被災した住宅や付帯施設の復旧を対象に受けられる融資です。

◆災害復興住宅融資(建設、補修、新築購入、リユース購入)
被災した住宅の所有者が受けられる制度です。

☎ 住宅金融支援機構 ☎0120-10861353

◆住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)からの融資を返済中の被災者に対して、返済金の払い込みの据え置きや、据え置き期間中の金利の引き下げ(フラット35除く)、返済期間の延長などの支援をします。

詳しくは、住宅金融支援機構またはお取り扱いの金融機関にご相談ください。

☎ 住宅金融支援機構 ☎0120-10861353

お取り扱いの金融機関

☎0120-10861353



仮設住宅の本体工事が
始まりました(4月6日)

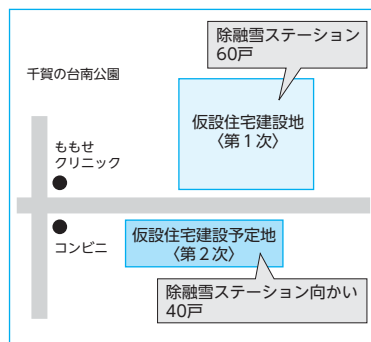
仮設住宅の入居案内

場所 伊保石ステーション (60戸)
申請 4月15日(金)までに総合相談窓口へ
入居予定日 4月末
対象 ・住家が全壊、全焼または流出した方
 ・居住する住家がない方
 ・自らの資力で住家を確保できない方や、
 長期にわたって家に戻ることが難しい方
 ※妊産婦や乳幼児、高齢者や障害者がいる世帯などが優先です。

※第2次は、第1次の向かい側に40戸予定しています。申請日時と入居予定日は、決まり次第ホームページやエフエムラジオなどでお知らせします。

※雇用促進住宅と県営住宅も仮設住宅として利用予定です。一緒に申請を受け付けます。

問 社会福祉課
 ☎364-1131



ゴミ・被災車両

災害ゴミについて

別途収集しています。車両や歩行者の妨げにならないようにお出しください。中倉埋立処分場へ直接持ち込む場合は、処分料を減免します。できるだけ燃える・燃えないゴミを分別してお持ちください(10:00~16:00)。

被災した車両について

◆被災車両(自動車)の移動、撤去
 被災車両の修理などは、修理工場や販売店、JAFなどにご依頼ください。なお、移動経費については実費負担となります。
 *車両を廃車する場合

事業者を市であつせんします。総合相談窓口にご相談ください。

【廃車手続きに必要な書類】様式は相談窓口にあります。

- ①委任状
- ②印鑑証明と実印
- ③自動車被災したことの「申立書」
- ④返納可能な場合には、「ナンバープレート(2枚)」と「自動車検査証」

◆被災車両が放置されてお困りの方
 自宅などの敷地内に被災車両が放置されていて、お困りの方は市の総合相談窓口へご相談ください。

被災した軽自動車の課税停止

このたびの震災で使用不能または所在不明となった軽自動車は、平成23年度の課税を停止します。
 問 税務課諸係
 ☎(内線)370・218

障害物の除去

障害物(がれき・車両・船舶など)を除去します。詳しくは、総合相談窓口へ。

中小企業融資

宮城県災害復旧対策資金

対象 震災の被害を受けた中小企業者で次のいずれかに該当する方
 ○直接被害(施設や事業用資産の損壊など)の場合、市が発行するり災証明書の交付を受けた方。
 ○間接被害(取引先の被災などで最近1カ月の売上高が前年同月に比べて10%以上減少または減少見込みのある方)
融資限度額 一企業一千万円(運転資金のみ)
償還期間 運転資金10年以内
融資利率 固定金利 年1.0%
信用保証 県信用保証協会保証付
申込 直接県内の金融機関へ
 問 県・商工経営支援課
 ☎211-2744

税・保険料など

市税

市・県民税、国民健康保険税は平成23年度の税金から損害状況に応じて軽減(免除)されます。軽減(免除)は、被害調査の後になります。また、該当しない方でも徴収猶予や分割納入の救済措置があります。

税務課納税推進室

☎(内線)225・226

県税(県民税を除く)・国税

被災による申告・納付などの期限延長や減免・猶予などの制度がありますので、ご相談ください。
 問 塩釜国税事務所
 ☎365-4191

後期高齢者医療保険料

被災により被保険者または連帯義務者の所有する住宅などに著しい損害を受けた場合、損害の程度による減免制度があります。手続き方法が決まり次第お知らせします。また、普通徴収第9期の納期や口座振替を5月2日に変更します。
 問 保険年金課医療係
 ☎(内線)223

国民年金保険料の免除

被災により住宅や家財などにおおむね2分の1以上の損害を受けた方は、申請により全額免除になります。手続きは平成23年7月までです。
 問 保険年金課 ☎(内線)209

介護保険料および利用者負担

被災の程度により、平成23年度介護保険料、居宅サービス・施設サービスなどの利用者負担を減免します。減免を受けるには減免申請書(印鑑必要)、り災証明書(写しも可)が必要です。
 問 介護福祉課 ☎364-1204

水道、上下水道料金

◆水道料金は、震災で被災された方へ軽減措置を行います。
 ◆上下水道料金の3月の納期限を4月以降に延長します。
 問 水道部営業課 ☎364-11412
 問 下水道事業所 ☎364-12193

医療

被保険者証の紛失

国民健康保険、後期高齢者医療保険制度の被保険者証は、市の窓口で再交付します。運転免許証など身分を証明できるものと印鑑を持参してください。

被災により被保険者証を紛失された方は、当分の間、医療機関の窓口で氏名、生年月日、住所および連絡先、加入する医療保険などを申し出ると診療を受けられます。

問 保険年金課給付年金係

☎(内線224)

医療係 ☎(内線223)

保険診療にかかる自己負担金の免除

被災者で、次の方は、本人の申し立てにより医療機関での保険診療の自己負担金が免除になります。窓口にお申し出ください。

該当者 被災により住家の全半壊、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方や現在収入がない方など。

適用期間 5月末日までの診療

問 各医療機関

福祉関係など

生活必需品の支給

住家の全壊や半壊などで生活に多大な支障が出ている方に被服寝具などを支給します。総合相談窓口へ。

紙オムツなどの支援

○子ども用の紙オムツや粉ミルクが必要な方は、お近くの公立保育所でお渡しします。

問 児童福祉課保育サービス係

☎36411131

(内線713、714)

○在宅の高齢者の方で、紙オムツが必要な方は、ご連絡ください。

問 介護福祉課 ☎36411204

交通など

バス

◆「じおナビ100円バス」

4月3日から、シャトル便を除き南・北まわりともに運行を開始。(一部道路状況により変更あり)

◆「NEWしおナビ100円バス」

通常通り

問 政策課 ☎(内線314)

◆利府線(塩釜営業所〜しらかし台間)

◆土日祝日ダイヤ

◆ゴルフ場線(塩釜営業所〜千賀の台西間) 土曜ダイヤ

◆臨時バス

本塩釜アクアゲート口〜小鶴新田駅間を1日6往復し、片道500円です。

◆JR

◆東北本線

仙台〜松島間 4月5日再開

◆仙石線

小鶴新田〜東塩釜間 4月中旬再開予定

◆市営汽船(4月8日現在)

復興支援と救済物資の輸送が目的

で、乗船人数などに限りがあり、今後運航時刻の変動もあり得ます。復興支援のため料金は無料です。

〈午前〉

塩釜発9:00 ↓石浜着9:40

石浜発10:00 ↓塩釜着10:40

〈午後〉

塩釜発14:00 ↓石浜着14:40

石浜発15:20 ↓塩釜着16:00

問 浦戸交通課 ☎36117710

教育

小中学校の入学式・始業式は4月21日です

詳しくは各学校へお問い合わせください。

一小☎36212011 一中☎36211321

二小☎36212221 二中☎36211431

三小☎36212323 三中☎36210969

月見小☎36212441 玉中☎36211631

杉入小☎36419440

玉小☎36419441

学用品の支給

住家の全壊や半壊などで生活に多大な支障が出ている方で、小中学生、高校生などを対象に、教科書や文房具、通学用品などを支給します。

問 教育委員会総務課

☎36217744

公共施設などの使用休止

公民館(本町分室含)・エスパ・遊ホール・市民図書館・塩釜ガス体育館・ユープル(温水プール)・新浜公園グラウンド、市民開放している各小中学校の体育館・校庭

そのほかのお知らせ

選挙の延期

4月の宮城県議会議員選挙と塩釜市議会議員選挙、塩釜市長選挙は2〜6カ月の間で延期となりました。

問 選挙管理委員会事務局

☎(内線315、353)

各種健(検)診等の申込書

申込書の提出期限を4月30日(土)まで変更します。

問 健康課 ☎36414786

各種乳幼児健診

4力月児健康診査は次のとおり変更し実施します。

とき

平成22年11月生まれ ↓ 4月13日(水)

平成22年12月生まれ ↓ 4月27日(水)

受付時間

13:00〜13:30

ところ 市立病院2階

※1歳6カ月児・2歳6カ月児歯科3歳児健診は、5月開始予定です。

問 健康課 ☎36414786

ストマ装具の給付

ストマ装具が不足している方は、ご相談ください。

問 社会福祉課 ☎36411131

子育て支援センター再開

とき 平日の9:30〜16:00

ところ 吉番館1階(今まで通り)

問 児童福祉課 ☎36411131

(内線713、714)

春の市民清掃延期

4月17日に予定していましたが、6月以降に延期します。

問 環境課 ☎36513377